

<p>1. 開会 松本会長</p>	<p>それでは、定刻前ではございますが、出席予定の委員の方々が揃いましたので、ただいまより「令和3年度第6回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>初めに委員の出欠状況について、事務局からご報告をお願いします。</p>
<p>松田補佐</p>	<p>はい。本日、委員総数15名のうち14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 審議会会長挨拶 松本会長</p>	<p>改めまして、皆さまおはようございます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日は、電子部品等製造業最低賃金の改正に係る専門部会報告を受けた後、最低賃金の改正について採決を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は岩根委員をそれぞれ指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 長崎県 電子部品・ デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業最低賃金の改正 に係る専門部会報告について 松本会長</p>	<p>それでは、早速議題に入ります。</p> <p>最初の議題は、「長崎県電子部品等製造業最低賃金の改正に係る専門部</p>

林部会長	<p>会報告について」です。</p> <p>電子部品等製造業最低賃金専門部会における審議経過につきまして、林部会長からご報告をお願いいたします。</p> <p>それでは私から、電子部品等製造業に係る専門部会の審議の経過と結果について、ご報告申し上げます。</p> <p>9月3日の第5回本審において付託されました、電子部品等製造業最低賃金の改正決定につきまして、まず9月29日に第1回専門部会、その後、第2回専門部会を10月11日に開催しました。</p> <p>労使双方の提示金額に開きがございまして、継続審議となりました。</p> <p>その後、10月18日に第3回専門部会を開催しました。</p> <p>労使双方それぞれ一定の歩み寄りをいただきましたが、意見の一致には至らなかったことから、公益委員見解として「837円から27円引き上げ、1時間864円とする。」、これをお示して採決することとなりました。</p> <p>採決の結果、賛成5名、反対3名となり「27円引き上げて、1時間864円とする。」という結論に達しております。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局より補足説明等があればお願いいたします。</p>
平野室長	<p>電子部品等製造業につきましては、専門部会において全会一致に至らず、採決の結果「1時間864円とする。」という結論をいただきました。</p> <p>皆様のお手元に、専門部会報告書の写しをお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>また、本日までの電子部品等製造業に係る全国の「特定最低賃金審議・決定状況」につきましても資料をお付けしておりますので、併せてご参照ください。</p> <p>以上でございます。</p>
松本会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、林部会長及び事務局より、専門部会における審議経過についての説明がありましたが、この説明に関しまして、何かご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>特に、専門部会に出席されていなかった委員の方で、ご質問等はございませんでしょうか。</p>
各委員	<p><質問等なし></p>

松本会長	<p>ございませんか。</p> <p>はい、質問はないようですね。</p>
<p>(2) 長崎県 電子部品・ デバイス・ 電子回路、 電気機械器 具、情報通 信機械器具 製造業最低 賃金の改正 について 松本会長</p>	<p>それでは、長崎県電子部品等製造業に係る最低賃金につきましては、専門部会において全会一致に至っておりませんので、当審議会における採決によって結審したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
松本会長	<p>それでは、長崎県電子部品等製造業に係る最低賃金につきまして、委員の皆様方にこれからお諮りすることいたします。</p> <p>まず確認ですが、議長の私は採決に加わらないということになっております。</p> <p>それから、採決状況について私は一切確認いたしません。</p> <p>全て事務局にお願いすることいたします。</p> <p>それでは、長崎県電子部品等製造業に係る最低賃金につきまして、専門部会での結論であります「27円引き上げて、1時間864円とする。」ことについて、賛成、反対の順で挙手をお願いいたします。</p> <p>それではまず、賛成の方、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p><挙手：公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員0名></p>
松本会長	<p>確認できたでしょうか。</p> <p>続きまして、「27円引き上げて、1時間864円とする。」ことについて、反対の方、挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p><挙手：公益委員0名、労働者側委員0名、使用者側委員4名></p>

松本会長	<p>結構です。 それでは、事務局から採決の結果を報告してください。</p>
松田補佐	<p>それでは、採決の結果をご報告します。 採決の際の委員の出席は、会長を含めて14名でございました。 会長は、最低賃金審議会令第5条第3項の規定により、可否同数のときに決裁権を持っていることから、委員として評決に加わらないとされ、採決につきましては、会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。 その結果、採決の基礎数は13名。 賛成が9名、反対が4名。 よって、賛成多数となりましたことを報告いたします。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。 ただ今の採決の結果、賛成9名、反対4名との結果でございますので、長崎県電子部品等製造業に係る最低賃金につきましては、「27円引き上げて、1時間864円とする。」ことを決定いたします。 それでは、効力発生日について、事務局よりご説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>それでは、効力発生日につきまして説明いたします。 特定最低賃金の効力発生日につきましては、ご承知のとおり「法定発効日」と「指定発効日」の2種類がございます。 法定発効日は、官報公示後30日を経過した日が効力発生日となりますが、指定発効日につきましては、法定発効日以降、本審議会におきまして定めた日を効力発生日とするものです。 長崎におきましては従前より、特定最低賃金につきましては、最短で発効することができます「法定発効日」としていただいております。専門部会報告書においても、審議結果に基づき「法定どおり」としてしております。 本日10月28日に答申をいただきますと、本日から異議申出等に関わる公示を11月12日（金）まで行います。 異議申出がない場合、最短で発効できます法定の発効日は12月29日（水）となります。 なお、指定発効となりますとこの日付以降となります。 この点につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
松本会長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、発効日に関し、「法定発効日」とするか「指定発効日」とするかにつきまして、ご意見はございますでしょうか。</p>

各委員	<p>専門部会報告書にありますとおり「法定発効日」でよろしいでしょうか。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p><意見なし></p>
松本会長	<p>ご意見なしということで。</p> <p>それでは、発効日につきましては「法定発効日」といたします。</p> <p>それでは、長崎労働局長への答申につきまして、ご審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>ただ今から答申案を準備しますので、しばらくお待ちください。</p> <p><事務局から各委員に答申案を配付></p>
松本会長	<p>それでは、皆さんのお手元に配付されたと思います。</p> <p>ただ今お配りしました答申案は、専門部会報告と同様の内容となっております。</p> <p>ご了承いただければ、この内容で、本審議会より長崎労働局長に対し答申したいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>異議ございませんか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではこの内容で、本審議会より長崎労働局長に対しまして答申することといたします。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>
平野室長	<p>それでは答申を行いますので、会長と局長は中央をお願いいたします。</p> <p><会長と局長、中央へ移動></p>
松本会長	<p>長崎地方最低賃金審議会は、本年9月3日、長崎労働局長から諮問のありました「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に係る最低賃金につきまして、慎重に審議を重ねた結果、「27円引き上げて、1時間864円」とするよう答申いたします。</p> <p><会長から局長へ答申文を手交></p>

平野室長	<p>それでは、ただ今答申をいただきましたので、労働局長より挨拶を申し上げます。</p>
瀧ヶ平局長	<p>ただ今、松本会長からご答申をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本年は、9月3日に電子部品等製造業最低賃金の改正に係る諮問をさせていただいた後、専門部会の委員の皆様方を中心に、ご多忙の中、長期間にわたり精力的に真摯なご議論をいただきました。</p> <p>当該専門部会にご出席いただきました公益委員の皆様、労働者側、使用者側の委員の皆様方には、心より感謝申し上げます。</p> <p>今後、労働局といたしましては、答申を受けまして公示等所定の手続きを進めてまいります。</p> <p>本当にありがとうございました。</p>
(3) その他	
松本会長	<p>それでは、今後の事務手続等につきまして、事務局からご説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>今後の予定につきまして、説明いたします。</p> <p>ただ今答申をいただきましたので、最低賃金法第19条第1項に基づきまして、本日から11月12日まで審議会意見に関する公示を行いまして、この間に異議申出がなければ、異議審を開催することなく12月29日の発効となります。</p> <p>もし、異議申出があった場合には、異議審を開催する必要がありますので、その際には別途、委員の皆様方に日程の調整をさせていただき、本審を開催したいと存じますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
松本会長	<p>ただ今事務局から、今後の日程について説明がありましたが、各委員の皆様方から何かご質問等はございませんか。</p> <p>その他、最後になりますけれども、何かご意見ございましたらおっしゃってください。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
松本会長	<p>ございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問等ないようでしたら、事務局説明の日程で、電子部品</p>

<p>等製造業に係る最低賃金の改正が進められることとなります。</p> <p>委員の皆様方には、長期間にわたり円滑なご審議にご協力を賜り、心より感謝申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
